

あいさつ

師走の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より土地改良区の事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今年は観測史上最も早い梅雨明けとなり、昨年より暑くて長い夏が到来し記録的な猛暑日が続きました。加えて降雨も少なく、筑後川の水位が下がり取水量も通常の7割程度となりました。そのため、五堰水利調整委員会で協議を行い、8月5日に筑後川河川事務所へ出向き、大山ダムの不特定用水放流の要請を行いました。8月20日から8月30日までの間、ダム放流を行うようにしていましたが、8月10日から11日にかけての降雨により筑後川の流況も持ち直し、大山ダムの放流は中止となりました。また今年も各地で災害が発生しましたが、幸いにも当地では大きな災害もなく、期間を通して通水が行われ、10月3日無事に落水式を迎えることができました。組合員の皆様には堀川の環境保全にご尽力いただきありがとうございました。

今年は三連水車の更新を行い、来年は二連水車の更新を行います。そして来年に向けた活動として、五堰水利調整委員会において筑後川河川事務所、福岡県庁、九州地方整備局、九州農政局へ令和8年度に向けての政策提案を行ってきました。また、今後に向けた課題として国の施策であります男女共同参画社会基本法に伴います女性理事の登用が土地改良区にも求められています。次期役員改選に向けどのように対応していくか理事会、総代会に諮り進めてまいります。

また、水資源機構のダム群連携事業の事業概要ですが、筑後川本川の流量が豊富な時に佐田川の木和田地点まで導水し、江川ダム、寺内ダム、小石原川ダムの利水容量の空き容量を活用することで既得用水の安定化及び河川環境の保全を図り、適正な河川流量の保持を行う事業です。ほぼ現地調査が終わり、山田堰上流に取水口を設けることで進んでいます。今後長期的な対応が必要なため、朝倉地域コミュニティ協議会を中心に関係地区と一緒に協議を進めているところです。

最後になりますが、新年を迎えるにあたり組合員皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

理事長 森部 茂美

令和7年度 臨時総代会開催

令和7年9月29日臨時総代会を朝倉地域生涯学習センターで総代49名中42名(書面議決書12名)が出席し開催しました。総代会では、「令和6年度事業報告の承認について」の案件を含む全2議案が承認・議決されました。ここでは、令和6年度事業の概要を報告致します。

[収入の部]		[支出の部]	
土地改良事業収入	17,996,650	土地改良事業費支出	13,552,997
附帯事業収入	230,845	附帯事業費支出	420,732
特定資産運用収入	2,816	一般管理費支出	14,315,492
補助金等収入	4,290,000	借入金返済支出	1,500,000
交付金収入	4,500,000	支払利息	536
寄付金収入	467,820	固定資産取得支出	0
雑収入	57,299	特定資産積立支出	1,338,566
借入金収入	1,500,000	雑支出	0
特定資産取崩収入	0	繰越金	3,409,493
繰越金	5,492,386	予備費	0
収入合計	34,537,816	支出合計	34,537,816
		次年度繰越金	3,409,493

小学4年生「水源林体験学習」

9月25日(木)大福小17名・朝倉東小26名の4年生児童と先生4名、観光ボランティアの会4名、改良区6名、総勢57名で筑後川源流の小国町で水源林体験学習を行いました。小国町森林組合より森林による地球環境への働きや森林を守るための作業等について説明を受けました。その後杉の伐採作業を見学し、児童たちは木が倒れる瞬間を見て感動していました。水源地では水の美しさを確認するため水質検査を行いました。



(株)森光商店より三連水車保存会へ募金贈呈

朝倉市の歴史的農業遺産を存続させるため、朝倉市の関係団体で「あさくら三連水車保存会」が設立され、次世代に引継ぐ仕組みを構築するとともに地域活性化に向けた取組みを行っています。

11月13日三連水車保存募金贈呈式を行い、鳥栖市の米穀会社(株)森光商店の平取締役部長より「三連水車保存会」会長の本園拓也氏へ募金が贈呈されました。(株)森光商店は平成28年から10年間に渡り募金を続けられており、大変感謝しています。水車群維持管理のため大切に使用させていただきます。



三連水車感謝祭開催

10月4日(土)「三連水車感謝祭」を三連水車の里あさくらで開催しました。三連水車に感謝を表すイベントとして、ステージイベントやクリーンアップウォーキングを実施し、来訪者に三連水車や山田堰、恵蘇八幡宮等の地域資源を周知し、併せて賑わいづくりを行うことを目的としています。当日は延べ1,500名の来場があり、たいへんな賑わいでした。また、観光ボランティアより恵蘇八幡宮、山田堰、三連水車3ヶ所の史跡説明を行っていただきました。

山田堰受益面積の変更届について

災害復旧に係る桂川・荷原川・妙見川の河川拡幅工事及び両筑橋架け替え工事等に伴い、山田堰土地改良区の受益面積が変更になる組合員の方は、「**地区除外申請書**」の提出が必要となります。該当される組合員の方で、まだ手続きをされていない方は印鑑と面積変更のわかる書類(朝倉県土整備事務所からの送付書類)を持参の上、土地改良区事務所までお越しいただきますようお願い致します。

賦課金納付にご理解を

当土地改良区は組合員皆様からの賦課金で運営されています。土地改良区の賦課金は公租公課にあたり、国税徴収法の例により強制徴収権を伴い徴収されるもので、組合員には納入義務があります。後期分については、12月8日、例年通りJ A 口座より決済させていただきます。

決済されていない方は、現金で**12月28日**までにお支払い下さいますようお願い致します。

農地移動の届出は忘れずに・・・次の場合は届出を!

農地の売買や貸借は届出を!

農業委員会・法務局とは別に土地改良区へ届出が必要です。

* 売買 * 贈与 * 貸借

農地の転用は届出を!

農地転用の場合には土地改良区へ届出が必要です。

県道や河川拡幅等の公共工事による面積変更も届出が必要です。

組合員の変更は届出を!

* 組合員が死亡の時及び組合員名義を変更する場合

* 農業者年金受給等により経営移譲する場合

* 住所変更の場合

* ご不明な点は下記へご連絡ください *

